

上下水道部快適トイレ設置工事实施要領

令和 3年11月1日制定
令和 4年6月1日一部改正
令和 5年6月1日一部改正
令和 6年6月1日一部改正
令和 7年6月1日一部改正
令和 8年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、上下水道部が発注する建設工事に係る快適トイレ設置工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 快適トイレ設置工事

上下水道部が実施する快適トイレ設置工事については、「快適トイレ設置工事实施要領（平成30年6月1日制定）」2以降の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日から施行する。
- 3 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日から施行する。
- 4 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日から施行する。
- 5 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日から施行する。
- 6 令和8年6月1日改正については、令和8年6月1日から施行する。